

静岡市第1号介護予防支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「静岡市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱」(以下「要綱」という。)第2条第1号エに規定する第1号介護予防支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の委託)

第2条 第1号介護予防支援事業の実施については、市が静岡市地域包括支援センター事業実施要綱の定めるところにより市内に設置される地域包括支援センターの設置法人に委託して行うものとする。また、委託を受けた地域包括支援センター設置法人(以下「センター受託法人」という。)は事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができる。

2 センター受託法人は、前項による第1号介護予防支援事業の一部を、居宅介護支援事業者に委託しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を第1号介護予防支援事業一部委託(変更)届出書(様式第1号)により市長に届け出なければならない。

- (1) 指定介護予防支援の一部を委託しようとする事業所の名称及び所在地
- (2) 委託しようとする指定介護予防支援の内容
- (3) 指定介護予防支援の一部を委託しようとする期間

3 前項の届出事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を第1号介護予防支援事業一部委託(変更)届出書により市長に届け出なければならない。

(対象者)

第3条 第1号介護予防支援事業の対象者は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項第1号ニに規定する居宅要支援被保険者等(指定介護予防支援又は特例介護予防サービス費に係る介護予防支援を受けている者を除く。)とする。

(実施の視点等)

第4条 第1号介護予防支援事業は、介護予防と自立支援の視点を踏まえ、対象者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づきサービスが包括的かつ効率的に実施されるよう、専門的な視点から、必要な援助を行う。さらに、サービス利用を終了した場合においても対象者のセルフケアとして習慣化され、継続される必要があるため、対象者が主体的に取り組めるように働きかけるとともに、知識や技術の提供によって対象者自身の能力が高まるような支援を行う。

(第1号介護予防支援事業の類型)

第5条 第1号介護予防支援事業の類型は、次のとおりとする。

(1) ケアマネジメントA

対象者が第1号介護予防支援事業により利用する事業に、要綱第2条第1号ア(ただし、ウ)及びオを除く。)又は同条同号イ(ただし、エ)を除く。)に規定する事業が含

まれている場合。

(2) ケアマネジメントB

対象者が第1号介護予防支援事業により利用する事業に、第1号及び第3号に規定する事業が含まれていない場合。

(3) ケアマネジメントC

対象者が第1号介護予防支援事業により利用する事業に、要綱第2条第1号ア(ウ)及び(オ)、同上同号イ(エ)、同条同号ウ又は同条第2号アからオのいずれかに規定する事業が含まれており、要綱第2条第1号ア(ただし、(ウ)及び(オ)を除く。)及び同条同号イ(ただし、(エ)を除く。)に規定するいずれの事業も含まれていない場合。

(アセスメント)

第6条 アセスメントは、対象者の居住環境や家族の状況などの把握に努め、対象者や家族との信頼関係を構築するとともに、根本的な問題や課題を定めて支援ニーズを明らかにすることを目的とする。

2 アセスメントは、第1号介護予防支援事業の類型により、次のとおり行う。

(1) ケアマネジメントA

対象者の居宅を訪問して実施する。

(2) ケアマネジメントB及びケアマネジメントC

原則として、対象者の居宅を訪問して実施する。ただし、前項の目的が果たされるようであれば、訪問をせずに実施しても差し支えないこととする。

(介護予防ケアプラン原案作成)

第7条 介護予防ケアプラン(介護予防ケアマネジメント事業所が作成する介護予防サービス計画(法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。)に類するものをいう。以下同じ)原案作成は、対象者の状況に応じて利用するサービスの選択を支援するとともに、その後の対象者への関わりの必要度合いにより、第1号介護予防支援事業の類型を決めるものとする。

2 対象者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、対象者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、介護予防・生活支援サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防ケアプラン原案作成を行う。

(サービス担当者会議)

第8条 サービス担当者会議は、対象者やその家族の生活全体及びその課題を共通理解すること、地域の公的サービス・インフォーマルサービスなどについて情報共有し、その役割を理解すること、対象者の課題、生活機能向上の目標、支援の方針、支援計画などを協議すること及び介護予防ケアプランにおけるサービス事業者等の役割を相互に理解することなどを目的として行う。

2 サービス担当者会議は、介護予防ケアプラン作成時、介護予防ケアプラン変更時、法第33条第4項の規定により準用する法第32条第6項の規定により対象者に関する要支援更新認定が行われた時（以下「要支援更新認定時」という。）、その他必要時に実施する。ただし、ケアマネジメントCの場合においては実施を要しない。

3 サービス担当者会議の会議出席者及び会議で検討した内容等を記録する。
（対象者への説明・同意）

第9条 介護予防ケアプランの原案について、対象者へ説明し対象者から文書により同意を得る。

（介護予防ケアプラン確定・交付）

第10条 前条に規定する対象者からの同意を得て、第7条の規定により作成した介護予防ケアプラン原案を確定し、対象者に交付する。

2 介護予防ケアプランに位置づけたサービス事業者に介護予防ケアプランを交付することについて、対象者から同意を得た上で、当該事業者に交付する。

（モニタリング及び評価）

第11条 モニタリング及び評価は、対象者にサービスによる支援が実施されている間、必要に応じて実施状況を把握し、目標との乖離が見られた場合には、再度介護予防ケアプランを作成すること、順調に進行した場合は、サービスによる支援を終了し、本人との面接等により評価を行い、サービスによる支援終了後も対象者がセルフケアを継続できるよう、必要な情報提供、助言を行うことを目的として行う。

2 モニタリングは、第1号介護予防支援事業の類型により、次のとおり行う。

（1）ケアマネジメントA

サービスの実施状況等に関する報告をサービス事業者から月1回聴取することにより実施する。また、サービス提供開始時、サービス評価期間終了月、対象者の状況に著しい変化があった時、要支援認定更新時及びその他必要時に対象者の居宅を訪問し、面接して実施する。対象者の居宅を訪問しない月においては、対象者の通所先を訪問する等の方法により対象者に面接するよう努めるとともに、面接できない場合は、電話等により対象者との連絡を実施する。

（2）ケアマネジメントB

サービスの実施状況等に関する報告をサービス事業者から月1回聴取することにより実施する。また、サービス提供開始時、サービス評価期間終了月、対象者の状況に著しい変化があった時、要支援認定更新時及びその他必要時に対象者の居宅を訪問し、面接して実施する。対象者の居宅を訪問しない月においては、対象者の通所先を訪問する等の方法により対象者に面接するよう努めるとともに、面接できない場合は、電話等により対象者との連絡を実施する。

（3）ケアマネジメントC

実施を要しない。

3 評価は、サービス評価期間終了月及びその他必要時に実施する。ただし、ケアマネジメントCの場合においては実施を要しない。

4 モニタリング及び評価結果を記録する。

(給付管理票等)

第12条 センター受託法人は、前条のケアマネジメントを行った対象者について、サービスが実施された月の給付管理票を作成し、サービスが実施された月の翌月10日までに静岡県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ提出する。ただし、その日までに提出ができなかった場合は、翌々月以降に提出するものとする。

(委託料の請求)

第13条 センター受託法人は前条第1項に係る第1号介護予防支援事業の委託料をサービスが実施された月の翌月10日までに国保連に請求する。

(委託料の支払い)

第14条 静岡市は、国保連にセンター受託法人に対する第1号介護予防支援事業費の委託料（以下「第1号委託料」という。）の支払いを委託する。

2 静岡市は国保連より第1号委託料に要する額の請求を受け、国保連にその額を支払う。

3 第2項により、静岡市から第1号委託料の額に要する額の支払いを受けた国保連は、センター受託法人に第1号委託料を支払う。ただし、センター受託法人が第1号介護予防支援事業の一部を居宅介護支援事業者に委託している場合は、センター受託法人が居宅介護支援事業者へ支払う委託料（以下「居宅支援事業者委託料」という。）を国保連が居宅介護支援事業者へ支払い、第1号委託料から居宅介護支援事業者委託料を控除した額をセンター受託法人へ支払う。

4 国保連により委託料の支払いができない事情がある場合は、委託料の支払いについて、静岡市はセンター受託法人と協議を行う。

(委託料の額)

第15条 第1号介護予防支援事業の委託料は次のとおりとする。

(1) 第1号介護予防支援事業に要する委託料の額は、別表第1号介護予防支援事業単位数表により算定するものとする。

(2) 第1号介護予防支援事業に要する費用の額は、10円に厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成24年厚生労働省告示第94号）に定める静岡市の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額に別表第1号介護予防支援事業単位数表に定める額を乗じて算定するものとする。

(3) 前二号の規定により第1号介護予防支援事業に要する委託料の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(秘密の保持)

第16条 センター受託法人は、第1号介護予防支援事業を実施するにあたり、情報保護の

重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じなければならない。また、事業により知り得た秘密を保持しなければならない。

- 2 センター受託法人は事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託した場合は、委託した指定居宅介護支援事業者に対して、前項の規定を遵守させなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行について必要な準備行為は、要領の施行日前においてもすることができる。

(施行期日)

この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 第 1 号介護予防支援事業単位数表

イ 第 1 号介護予防支援事業費（1 月につき）

(1) ケアマネジメント A 及びケアマネジメント B 442 単位

(2) ケアマネジメント C 309 単位

注 1 第 1 号介護予防支援事業費は、対象者に対して第 1 号介護予防支援事業を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、令和 3 年 9 月 30 日までの間は、所定単位数の 1000 分の 1001 に相当する単位数を算定する。

注 2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注 3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。ただし、令和 7 年 3 月 31 日までの間は、減算を行わないこととする。

ロ 初回加算 300 単位

注 センター受託法人において、新規に介護予防ケアプランを作成する対象者に対し第 1 号介護予防支援事業（イ（2）を除く。）を行った場合については、初回加算として、1 月につき所定単位数を加算する。

ハ 委託連携加算 300 単位

注 センター受託法人が対象者に提供する第 1 号介護予防支援事業の一部を指定居宅介

護支援事業者に委託する際、当該対象者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業者に提供し、当該指定居宅介護支援事業者における介護予防ケアプランの作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、対象者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。

第1号介護予防支援事業一部委託(変更)届出書

年 月 日

(宛先)静岡市長

所在地
届出者 事業者名称
代表者氏名 ㊟

介護保険法施行規則第140条の70の規定により、次のとおり届け出ます。

1 第1号介護予防支援事業者

フリガナ			
名称			
主たる事業者の所在地			
連絡先	電話番号		FAX番号

2 第1号介護予防支援事業の一部を委託しようとする事業所の名称、所在地及び委託期間

No.	事業所名	所在地	委託期間
1			
2			
3			
4			
5			

3 委託しようとする第1号介護予防支援事業の内容

--